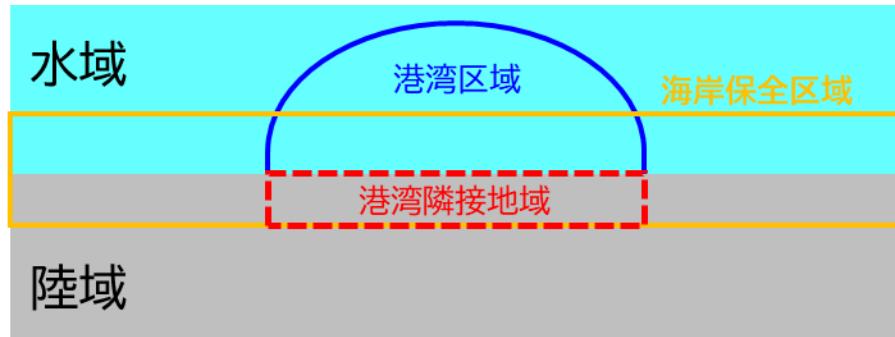


## 1 現状及び課題

- 長洲港の港湾隣接地域については、昭和39年6月の下磯・港地区の指定以降、新たな指定や既指定地域の変更は行われていない。
- また、同港の海岸保全区域についても、現在の海岸保全施設や背後地状況を踏まえた区域への変更が必要となっており、港湾区域及び港湾隣接地域と海岸保全区域との重複指定による一体管理を行う上での課題となっている。

## 2 課題への対応

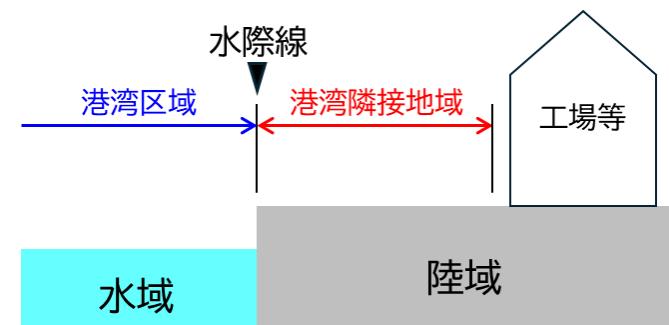
- 海岸保全施設や背後地状況を踏まえた海岸保全区域の変更に併せて、港湾区域に隣接する陸域部分を港湾隣接地域として指定(変更)する。



## 3 港湾隣接地域とは

- 港湾隣接地域とは、港湾区域を保全し、水域にある航路等の港湾施設を維持し、港湾の背後地を保全するために、港湾区域に隣接する地域において港湾管理者が指定する地域です。（港湾法第37条、37条の2）
- 指定された地域内において次の行為を行う場合には、港湾管理者の許可が必要となります。

●公共空地の占用又は公共空地における土砂の採取

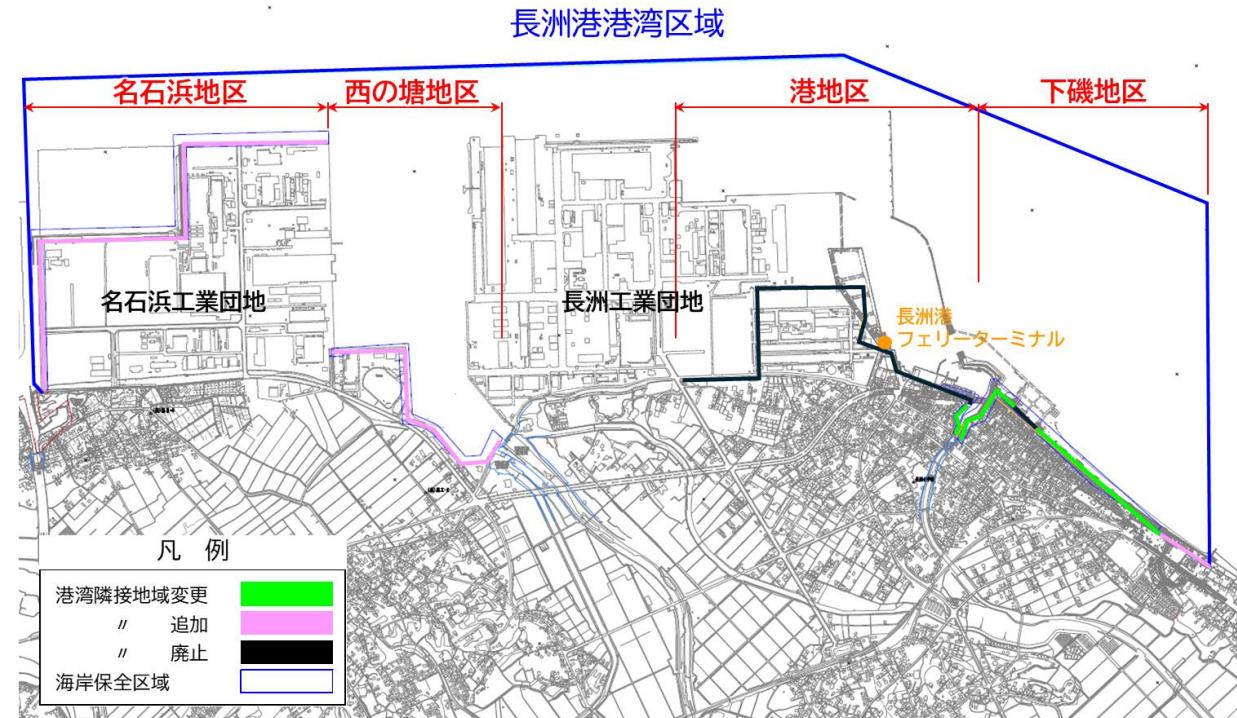


●外郭施設、係留施設等の建設又は改良、地域内での構造物の建設又は改良等の行為

## 5 変更の概要

- 海岸保全区域の変更(案)に併せて、港湾隣接地域の変更(下磯・港地区)を行う。
- 令和5年の港湾区域拡大に伴い海岸管理者の所管が変更された西の塘・名石浜地区については、海岸保全区域の見直し(案)に併せて、新たに港湾隣接地域の指定を行う。
- 下磯・港地区の一部については、指定時からの状況変化(長洲港ふ頭用地や長洲工業団地の整備)を踏まえ、港湾隣接地域の廃止を行う。

## 6 港湾隣接地域を指定及び変更する地域



## 【参考】海岸保全区域とは

- 海岸保全区域とは、津波、高潮などによる災害から国土を守るために、海岸法に基づき、都道府県知事が指定する区域です。

- 区域内では、土地の掘削や施設設置などを行う場合には管理者の許可が必要となります。

